

旭川市民文化会館，旭川市公会堂の民間活
力導入に係るサウンディング型市場調査

実 施 要 領

令和3年9月

旭川市教育委員会社会教育部文化振興課

目次

1	調査の名称	P 1
2	調査の趣旨	P 1
3	施設の概要	P 1
4	基本条件	P 2
5	調査の項目	P 2
6	調査実施について	P 3
7	その他	P 5
8	問合せ及び連絡先	P 6

【様式】 ・現地見学会・説明会参加申込書（様式 1）

- ・参加シート（様式 2）
- ・対話シート（様式 3）
- ・質問票（様式 4）

【資料】 ・旭川市民文化会館附近見取図・配置図

- ・旭川市公会堂附近見取図・配置図
- ・令和 3 年度委託料と使用料及び賃借料
- ・ホール利用の推移（利用率及び稼働率，利用件数及び入場者数）
- ・施設概要

1 調査の名称

旭川市民文化会館，旭川市公会堂の民間活力導入に係るサウンディング型市場調査
(以下「調査」といいます。)

2 調査の趣旨

本市では、「行財政改革推進プログラム2020」を策定し、持続可能な財政運営と効果的で効率的な行政運営を目的に、民間活力を活用し、施設等のサービスの向上と効率的な管理運営体制の検討を進めることとしています。

旭川市民文化会館は、昭和50(1975)年に開館し、現在でも道北一の規模である1,500席以上の大ホールや、300人規模の小ホール、市内最大級の展示室のほか、会議室、リハーサル室、和室などを兼ね備え、様々な実演芸術の公演、全道・全国規模の催事、市民各層の文化芸術活動など、様々な目的での利用に対応できる多目的文化施設です。しかしながら、開館から50年近くが経過し、各種設備などが更新時期を過ぎ故障の可能性があるほか、屋上防水や外壁などの劣化による雨漏りや配管設備の漏水などが発生しています。更に、ホールの座席や壁材等の内装材など、建物全体の老朽化が著しく、加えて現行のバリアフリー基準に不適合であるなど、利便性の点で現在のニーズに対応できない部分もあることから、今後の整備の在り方について検討を進めているところです。

また、旭川市公会堂は、現在、旭川市民文化会館の別館として旭川市民文化会館が一体として管理運営を行っています。こちらは昭和33(1958)年に開館、平成25(2013)年には大規模な改修工事を実施し、建物全体の耐震補強に加え舞台面積を拡張し、楽屋棟を新設したほか、700人規模のホールの客席に旭川家具を採用するなど、施設の一新、機能性の向上を図り、現在も市民の舞台演劇や音楽など、様々な文化活動の拠点となっています。

以上のように、様々な課題を抱えつつも、旭川市民文化会館及び旭川市公会堂は、市内及び道北圏における文化活動拠点として重要な意義を持っています。そこで、民間事業者の皆さまとの対話の場を設定し、様々な視点から旭川市民文化会館、旭川市公会堂の魅力やポテンシャル、課題等を整理し、施設の将来像を明確化することを目的とした調査を実施します。さらなる魅力や利便性の向上を図ることができる、事業アイデアや運営手法等の御提案を期待しています。

3 施設の概要

(1) 旭川市民文化会館

所在地	旭川市7条通9丁目		
面積	(建築) 6,104.64 m ² (延床面積) 12,034.94 m ²		
構造	鉄筋鉄骨コンクリート造 地上3階 地下1階		
開館年月日	昭和50(1975)年2月2日		
用途地域	商業地域	防火指定	防火地域
建ぺい率	80%	容積率	400%

URL	https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/dept/85000000/85350000/index.html
主な施設	大ホール, 小ホール, 楽屋 7 室, リハーサル室, 展示室, 会議室 6 室, 和室

(2) 旭川市公会堂

所在地	旭川市常磐公園		
面積	(建築) 1,449.16 m ² (延床面積) 2,504.12 m ²		
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 2 階 (一部中 3 階) 地下 1 階		
開館年月日	昭和 33(1958)年 11 月 3 日 (大規模改修) 平成 25(2013)年 4 月 1 日		
用途地域	第二種住宅専用地域	防火指定	なし
建ぺい率	60%	容積率	200%
URL	https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/dept/85000000/85350000/index.html		
主な施設	ホール, 楽屋 2 室, 多目的室 2 室		

4 基本条件

(1) 施設の管理運営について

旭川市民文化会館, 旭川市公会堂は一体として管理運営すること。

(2) 留意事項

- 旭川市民文化会館条例や同施行規則など関係法令を遵守していること, また, 旭川市が公表している総合計画, 社会教育基本計画などを踏まえた提案内容としてください。
- 旭川市民文化会館では, 現在, 大規模改修や建替えを含めた整備の在り方を検討していますので, 御提案のあった内容を実際に導入する時期については未定です。

5 調査の項目

次の項目について御意見, 御提案をお聞かせください。

スムーズな対話となるよう, 事前に提出していただく対話シートの内容をもとに, 対話を進める予定です。

<p>(1) 施設全体</p> <ul style="list-style-type: none"> 空間 (エントランスホール, ホワイエ等) の活用に関するアイデア 施設の現状について, 課題や懸念事項と考えること その他, 施設の魅力やポテンシャルを活かす提案 <p>(2) 市民サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用促進 (事業者, 市民) に向けたアイデア 効果的な PR 方法 (印刷物や WEB, SNS の活用)

<ul style="list-style-type: none"> ・市の他施設と連携した取組 ・その他，市民サービスを向上できる提案 <p>(3) 効果的・効率的な管理運営手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経費縮減，歳入確保のための効果的な取組 ・地元事業者の活用，地域との連携 ・その他，効果的・効率的な管理運営手法の提案 <p>(4) 施設の管理運営への参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営への参画意欲やニーズ ・参画を検討する場合の事業方式（指定管理者制度や包括的民間委託等），公募条件（応募資格や仕様，指定期間等） ・施設で検討できる事業（指定管理を想定した場合は，自主事業（※1）を含みます） ・利用料金制度（※2）の導入（指定管理を想定した場合） など

※1 自主事業

指定管理者制度導入施設において，サービス向上や施設の効用を高めるために，指定管理者のノウハウを活かし，創意・工夫により実施する事業。

※2 利用料金制度

指定管理者制度導入施設の使用料等を指定管理者の収入（利用料金）とすることができる仕組み。

6 調査実施について

(1) スケジュール

①実施要領の公表・配布	令和3年9月13日（月）～11月5日（金）
②現地見学会・説明会への参加申込み	令和3年9月13日（月）～9月29日（水）
③質問の提出	令和3年9月13日（月）～10月27日（水）
④現地見学会及び説明会の開催	令和3年10月6日（水）
⑤調査への参加申込み	令和3年10月18日（月）～11月5日（金）
⑥調査の実施	令和3年11月15日（月）～11月29日（月）
⑦実施結果概要の公表	令和4年1月

※ 新型コロナウイルス感染症等の影響により，スケジュールの変更，中止，またオンライン方式による調査の実施等を検討する場合がありますので，あらかじめご了承ください。

(2) 調査の流れ

①実施要領公表・配布

実施要領，様式及び資料を本市ホームページにて公表します。紙での配布を希望する場合は，令和3年11月5日（金）まで（土日祝日を除く。午前9時から午後5時まで）に「8 問合せ及び連絡先」へ連絡してください。

②現地見学会・説明会への参加申込み

調査への参加希望事業者向けの現地見学会及び説明会を実施します。現地見学会の内容は主に土地・建物等の状況確認に関する事、説明会の内容は主に調査の実施方法に関する事を予定しています。現地見学会・説明会に参加しなくとも、調査に参加することは可能です。

【受付期間】 令和3年9月13日（月）～9月29日（水）午後5時

【申込方法】 「現地見学会・説明会参加申込書（様式1）」に必要事項を記載し、電子メールで提出してください。受領後、現地見学会・説明会のご案内を電子メールにて送付します。

【提出先】 siminbunka@city.asahikawa.lg.jp

※件名は「旭川市民文化会館、旭川市公会堂に関するサウンディング型市場調査【現地見学会・説明会参加申込み】」としてください。

③質問の提出

調査に関する質問がある場合は、次のとおり質問票を提出してください。

【受付期間】 令和3年9月13日（月）～10月27日（水）午後5時

【提出方法】 「質問票（様式4）」に必要事項を記載し、電子メールで提出してください。受け付けした質問には電子メールで個別に回答します。（調査の趣旨と関係のない質問など、内容により回答できない場合があります。）また、質問事項及び回答は原則として本市ホームページにて公表します。質問者の名称は非公表とします。

【提出先】 siminbunka@city.asahikawa.lg.jp

※件名は「旭川市民文化会館、旭川市公会堂の民間活力導入に係るサウンディング型市場調査【質問】」としてください。

④現地見学会及び説明会の開催

・現地見学会 日時：令和3年10月6日（水） 9時～12時

・説明会 日時：令和3年10月6日（水） 14時～15時

場所：いずれも旭川市7条通9丁目 旭川市民文化会館

⑥調査への参加申込み

調査への参加を希望する場合は、次のとおりお申込みください。

【受付期間】 令和3年10月18日（月）～11月5日（金）午後5時

【申込方法】 「参加シート（様式2）」及び「対話シート（様式3）」に必要事項を記載し、電子メールで提出してください。受領後、調査実施日時及び場所を電子メールにて連絡します。（都合により希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。）

【提出先】 siminbunka@city.asahikawa.lg.jp

※件名は「旭川市民文化会館, 旭川市公会堂の民間活力導入に係るサウンディング型市場調査【対話参加申込み】」としてください。

⑦調査の実施

申込みのあった民間事業者との間で、法人（グループ）ごとに 30~60 分を目安に、個別に調査（対話）を実施します。活発な対話を実現するため、施設側、事業者側ともに参加者は 4 人程度を想定しています。特に資料は求めませんが、説明の補足に必要な場合は、当日お持ちください。

⑧実施結果概要の公表

調査の実施結果は、概要を本市ホームページで公表します。公表に当たっては、参加事業者のアイデア及びノウハウの保護に配慮するとともに、事前に参加事業者の内容を確認します。なお、参加事業者の名称は非公表とします。

7 その他

(1) 調査の参加条件

調査の参加対象者は、事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループとします。法人の規模や営利非営利は問いません。なお、法人又はその代表者が次のいずれかに該当する場合は、本調査に参加することができません。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札への参加を排除されている者
- ②参加申込書提出時点で、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者
- ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続中の者
- ④旭川市暴力団排除条例（平成 26 年旭川市条例 16 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員に該当する者
- ⑤国税及び地方税について滞納がある者

(2) 対話の不実施

提出された対話シートの内容が調査の趣旨から逸脱していると考えられる場合は、調査（対話）を実施しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 参加の取扱い

施設の管理運営等に関する事業者を公募する際に、調査の参加実績があることで優位となることはありません。

(4) 調査に関する費用

調査の参加に要する費用（書類作成、説明会及び現地見学会、調査参加に要する旅費等）は参加事業者の負担とします。

(5) 追加対話への協力

必要に応じて追加対話（文書照会を含みます。）を行うことがあります。その際にご協力をお願いします。

8 問合せ及び連絡先

旭川市教育委員会社会教育部文化振興課市民文化会館

電子メールアドレス siminbunka@city.asahikawa.lg.jp

電話番号 0166-25-7331

住所 〒070-0037 旭川市7条通9丁目 旭川市民文化会館